

災害時の支援等に関する協定

財務省関東財務局及び財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所(以下併せて「甲」という。)並びに立川市(以下「乙」という。)は、立川市内で地震、風水害等の災害が発生した場合(以下このような場合を「災害が発生した場合」という。)における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、並びに甲から乙に対する一時滞在施設としての庁舎の提供、利用可能な公務員宿舎及び未利用国有地の提供並びに災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び市民生活の安定を図ることを目的とする。

(被害情報の収集・伝達)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

(一時滞在施設としての庁舎の提供)

第3条 甲は、災害が発生した場合、公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、一時滞在施設として、利用可能であり、かつ、安全が確認された甲の施設を開放するものとする。

2 甲は、前項の規定により、その施設を開放する場合、財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所と乙との間で別途締結している「災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書」によるものとする。

(利用可能な公務員宿舎の提供)

第4条 甲は、災害が発生した場合、応急措置の用に供する目的で、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 18 条及び第 19 条が準用する第 22 条第 1 項第 3 号の規定により、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舎を乙に無償で貸し付け、又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、必要に応じて、前項の規定による無償で使用が可能な公務員宿舎に関する情報を乙に提供するものとする。

(利用可能な未利用国有地の提供)

第5条 甲は、災害が発生した場合、応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項第3号の規定により、甲所有の利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項の規定による無償で貸付が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(災害対応業務に係る職員派遣)

第6条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される等相当規模の災害が発生した場合、甲からの派遣職員をして、次の各号に掲げる事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)を含む。)
- (2) リ災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) リ災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業
- (5) 災害ボランティア、支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第7条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条から前条までの規定により支援を要請する必要があると判断した場合、財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所管財課に対して電話連絡等の口頭により要請を行うものとし、その後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から前条に規定する要請を受けた場合、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙が負担すべき費用は、乙が負担するものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、災害が発生した際の甲乙間での第2条から第6条までの規定による災害対応が迅速に図られるよう、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項に関しては、その都度、協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第 12 条 本協定は、平成29年5月16日から効力を発するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月16日

甲

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

財務省関東財務局

関東財務局長

東京都立川市緑町4番地2

財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所

立川出張所長

乙

東京都立川市泉町1156番地の9

立川市

立川市長